

裁定の手引き

～権利者が不明な著作物等の利用について～



平成22年5月

文化庁長官官房著作権課

裁定に関する問い合わせ先

文化庁長官官房著作権課 著作物流通推進室 管理係

〒100-8959

東京都千代田区霞が関3-2-2

TEL(03)5253-4111(内線:2847)

FAX(03)6734-3813

<http://www.bunka.go.jp>

文化庁ホームページ内にも「裁定の手引き」を掲載しております。申請書の様式も一太郎形式又はWORD形式のファイルでダウンロードできます。

目次

1. 権利者不明の場合の裁定制度とは	1
(1) 制度の概要	1
(2) 裁定申請の対象となるもの	1
(3) 裁定申請を行うための前提条件	1
(4) 申請中利用制度について	1
2. 裁定申請の全体的な流れ	2
(1) 文化庁への相談	2
(2) 権利者を捜す(「相当な努力」)	2
(3) 申請書等の提出と手数料の納入	2
(4) 担保金の供託(申請中利用を行う場合のみ)	2
(5) 裁定の可否の決定	3
(6) 補償金の額の決定、補償金の供託、担保金の取り戻し等	3
(参考1) 裁定手続きの流れ図	5
(参考2) 申請中に権利者と連絡が取れた場合の手順	6
(参考3) 利用開始までのスケジュールの例	7
3. 「相当な努力」に係る具体的な方法	8
(1) 権利者の連絡先に関する情報の取得	8
(参考4) 新聞、ホームページでの情報を求める広告の掲載例	12
(2) 取得した情報等に基づいた権利者との連絡	13
4. Q&A	14
【資料1】申請書様式及び記載例	17
様式 A(著作物の利用)	17
記入例①(言語の著作物の復刊)	20
記入例②(音楽の著作物のインターネット配信)	22
様式 B(実演の利用)	25
(参考5) 多数の著作物等について、「相当な努力」をしたことを疎明する資料の作成例	28
【資料2】関係法令等	29
※略語表記	
著作権法…「法」、著作権法施行令…「令」、著作権法施行規則…「規則」	
平成21年文化庁告示第26号…「告示」	

1. 権利者不明の場合の裁定制度とは

(1) 制度の概要

他人の著作物や実演(歌手の歌唱や演奏、俳優の演技など)、レコード(CD など)、放送番組または有線放送番組を利用(出版、DVD 販売、インターネット配信など)するときには、「著作権者」や「著作隣接権者」の了解を得ることが必要になります。

しかし、権利者の了解を得て利用しようとしても、「著作権者が誰だか分からない」、「著作権者がどこにいるのか分からない」、「亡くなった著作権者の相続人が誰でどこにいるのか分からない」、「過去に放送された番組に出演した俳優がどこにいるのか分からない」等の理由で了解を得ることができない場合があります。

このような場合に、権利者の了解を得る代わりに文化庁長官の裁定を受け、著作物等の通常の使用料額に相当する補償金を供託することにより適法にその著作物等を利用することができるのが本制度です(法第67条)。

(2) 裁定申請の対象となるもの

権利者の了解を得て、すでに公表が行われた著作物、実演、レコード、放送番組または有線放送番組(以下「著作物等」という。)が対象になります。また、権利者の了解を得ているかどうか不明であっても、相当の期間にわたって世間に提供されている実績があれば対象になります。

(3) 裁定申請を行うための前提条件

裁定申請は、「相当な努力」を払っても権利者と連絡することができない場合であることが前提条件となります。本制度は、あくまで権利者が不明の場合に利用することができる制度なので、「相当な努力」については、権利者が不明であるという事実を担保するに足りるものでなくてはなりません。なお、「相当な努力」とは、具体的にどのようなことを指すのかについては、政令(令第7条の7)等で規定されています。詳細は、8頁～13頁を参照ください。

(4) 申請中利用制度について

文化庁に裁定申請を行い、文化庁長官の定める担保金を供託すれば、著作者や実演家等が著作物等の利用を廃絶しようとしていることが明らかな場合を除き、裁定の決定前であっても著作物等の利用が開始できます。ただし、法定の要件を満たさなかった等の理由で、裁定を受けられなかった場合(「裁定をしない処分」を受けた場合)には、その時点で著作物等の利用を中止しなければなりません(法第67条の2)。

この制度は平成21年の著作権法改正により新設され、平成22年1月から施行されたものです。この制度を利用すれば、裁定の決定を待つて利用を開始する場合と比べて、早期に著作物等の利用を開始することができます。

2. 裁定申請の全体的な流れ

(1) 文化庁への相談

裁定申請をご希望される場合は、この手引きをご覧いただき、不明な点などがあれば事前に文化庁著作権課の担当者にご相談ください。

事前相談がなくても申請していただくことはできますが、書類の記載や添付書類に不備がある場合や、裁定申請の前提条件となる「相当な努力」が行われていないなど法定の要件を満たしていない場合には、権利者探しの作業をやり直さなければならないことや、裁定を受けられないことがありますので、裁定手続きを円滑に行うためにも、事前の相談をお勧めします。

(2) 権利者を捜す(「相当な努力」)

この制度は、「相当な努力」を払っても権利者と連絡をとることができない場合を対象としたものですので、申請の前提条件として、権利者と連絡を取るために「相当な努力」を払う必要があります。「相当な努力」の具体的な内容については、8頁～13頁をご参照ください。なお、「相当な努力」の結果、権利者と連絡を取ることができた場合は、利用の可否や使用料額について権利者との交渉を行うこととなります。

(3) 申請書等の提出と手数料の納入

資料1(17頁～28頁)をご参照のうえ、申請書及び添付書類を作成し、文化庁著作権課に提出してください。

なお、原則として手数料(1申請あたり 13,000 円)の納入が必要です(法第70条、令第11条)。手数料の納入は申請書に収入印紙を貼付する方法で行っていただきます(規則第23条)。

(4) 担保金の供託(申請中利用を行う場合のみ)

「申請中利用」を行う場合には、申請後に、文化庁長官が定める額の担保金を供託していただく必要があります。(担保金の供託方法は、次頁の(6)の補償金の供託方法と同様です。)

担保金の額は、申請書に記載していただいた「著作物等の利用方法」や、「補償金の額の算定の基礎となるべき事項」等を勘案して決定することになっています。担保金の額が決定したら、申請者へ書面で通知をいたします(申請から約1～2週間程度)。担保金の供託を完了することにより、著作物等の利用が開始できます。

※ 著作物等について「コピー」を作成するような利用を行う場合は、そのコピーに「著作権法第67条の2第1項の規定の適用を受けて作成された複製物」であることと、「申請を行った年月日」を表示しなければなりません。

(記載例) このDVDは、平成〇年〇月〇日に著作権法第67条の2第1項の規定に基づく申請を行い、同条同項の規定の適用を受けて作成されたものです。

(5) 裁定の可否の決定

申請を受けて、裁定の可否を文化庁長官が判断し、申請者に対して書面にて通知します。可となる場合には、後述する「補償金の額」の決定のための手続きも含めて、手続きに必要な標準処理期間は3ヶ月です(この期間はあくまでも目安です。最近の実績では1ヶ月程度で処理している例も多いので、申請の際に担当者にご確認ください。)。ただし、申請書や添付書類に不備がある場合、補正等の必要がある場合等はこの限りではありません。

一方、裁定が不可となる場合として、

ア 申請の形式や内容が法令に定められた要件に適合しないとき

イ 著作者、実演家等が著作物等の利用を廃絶しようとしているのが明らかなき(法第70条第4項第1号)

ウ 裁定の可否が決まる前に権利者と連絡することができたとき

は、裁定が認められませんので、「裁定をしない処分」をすることになります。

なお、権利者と連絡できた場合は、申請を取り下げる旨の連絡を文化庁の担当者へ行ってください。

(6) 補償金の額の決定、補償金の供託、担保金の取り戻し等

補償金の取扱い等については、下記のとおりです。一定の要件(注1)に該当する場合を除き、文化庁長官は申請者が供託を行う「補償金の額」を決定し、上記(5)の通知により、お知らせいたします。

(注1)申請中利用を行っていない場合であって、裁定をしない処分を受けたときが該当します。

ア 申請中利用を行わなかった場合

裁定が認められたら、通知された「補償金の額」を、最寄りの供託所(注2)に供託することにより、著作物等の利用が可能となります(補償金を供託せずに利用を行った場合、著作権等の侵害となりますので、ご注意ください。)

(注2) 最寄りの供託所については、下記等で確認することができます。

○ 法務省HP

<http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/kankatsu.html>

○ 法務省 登記・供託インフォメーションサービス

03-3519-4755 (24時間自動応答)

※ 裁定を受けた著作物等について「コピー」を作成するような利用を行う場合は、そのコピーに「著作権法第67条第1項の裁定に係る複製物」であることと、「裁定のあった年月日」を表示しなければなりません。

(記載例)本書籍は、平成〇年〇月〇日に著作権法第67条第1項の裁定を受け作成したものです。

イ 申請中利用を行った場合

i) 裁定が認められた場合

供託した担保金の額と、通知された補償金の額を比較し、担保金の額が補償金の額を上回った場合には、申請者はその差額を取り戻すことができます(取り戻し方法については、供託所にお尋ねください)。逆に補償金の額が担保金の額を上回った場合には、その差額を追加して供託していただく必要があります。担保金の額と補償金の額が同額の場合には特段手続は必要ありません。

ii) 裁定が認められなかった場合

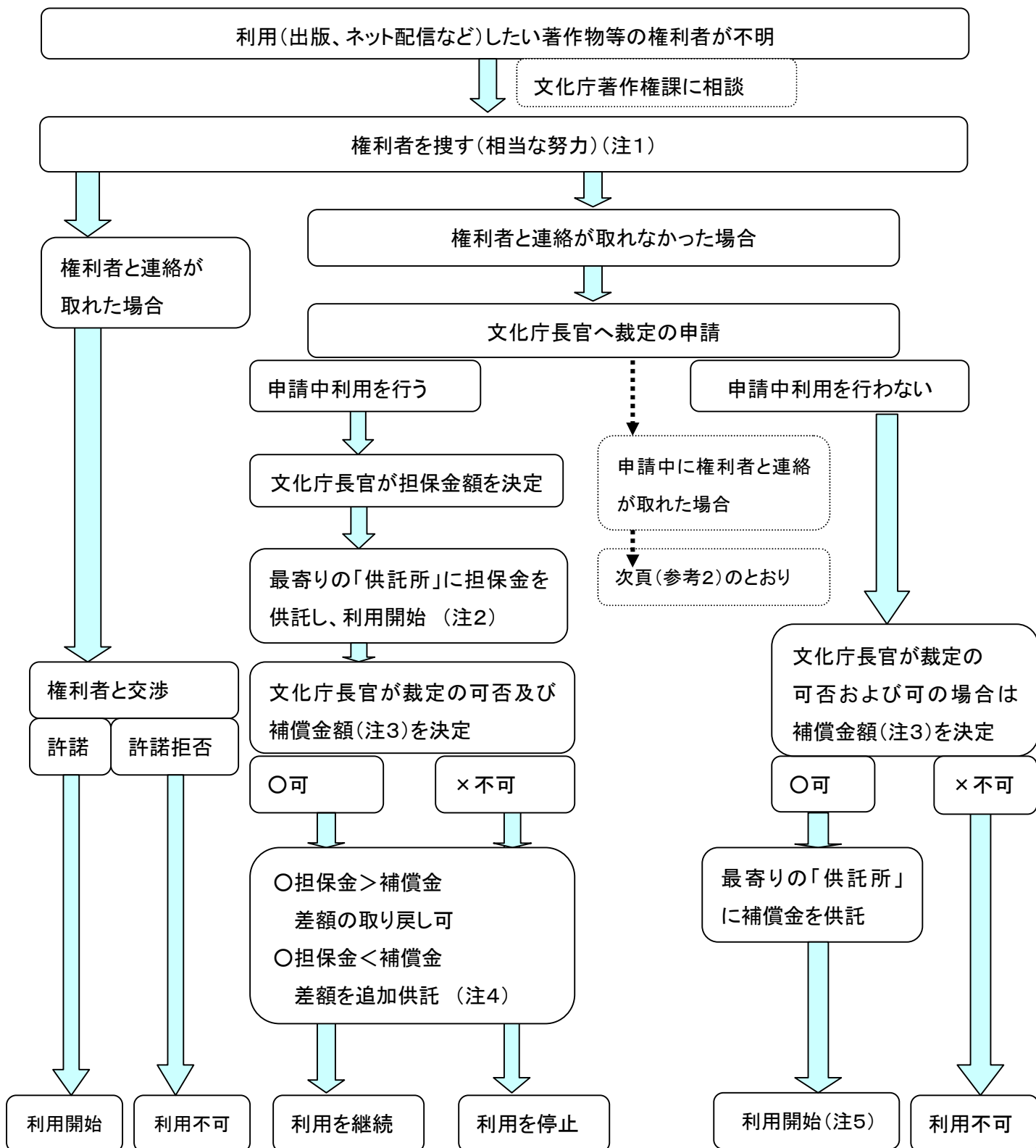
この場合、ただちに著作物等の利用を中止する必要があります。なお、この場合にも補償金の額が通知されますが、この額は、利用の開始から「裁定をしない処分」の日までの利用に係る補償金額という意味であり、担保金額と補償金額の差額の調整については、上記 i) と同様です。

(裁定を受けるまでの間に、権利者と連絡が取れた場合)

この場合には、利用の開始から「裁定をしない処分」の日までの補償金の額は、権利者との協議により決定していただくこととなります。また、協議により定めた補償金の額と担保金の額との調整は、上記 i) の方法に準じて行っていただくこととなります(法第67条の2第5項)。

※ 裁定制度は、文化庁長官が著作権者等に代わって申請者の利用行為に「許諾」(了解)を与える制度であり、申請者に「利用権」を与えているわけではありません。したがって、第三者に対してその著作物等の利用を許諾(了解)したり、その著作物等を利用できる立場を第三者に譲ったりすることはできません。

【参考1 裁定手続きの流れ図】



注1 「相当な努力」の具体的な内容については、8～13頁参照

注2 複製して利用したものには、著作権法第67条の2の規定により作成した旨及び申請日を記載(2頁参照)

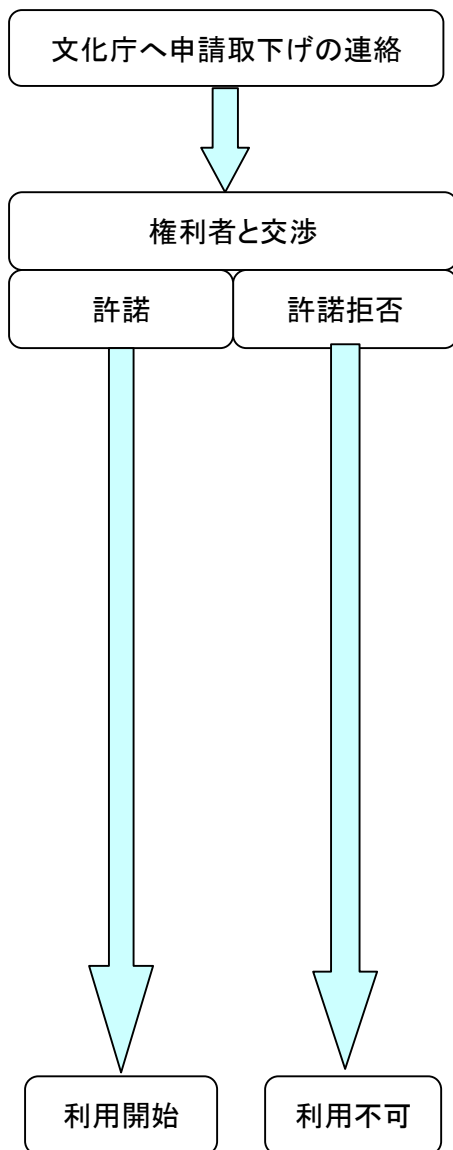
注3 補償金額は、文化審議会の答申を経て決定

注4 担保金と補償金と同額の場合は、特段手続は不要

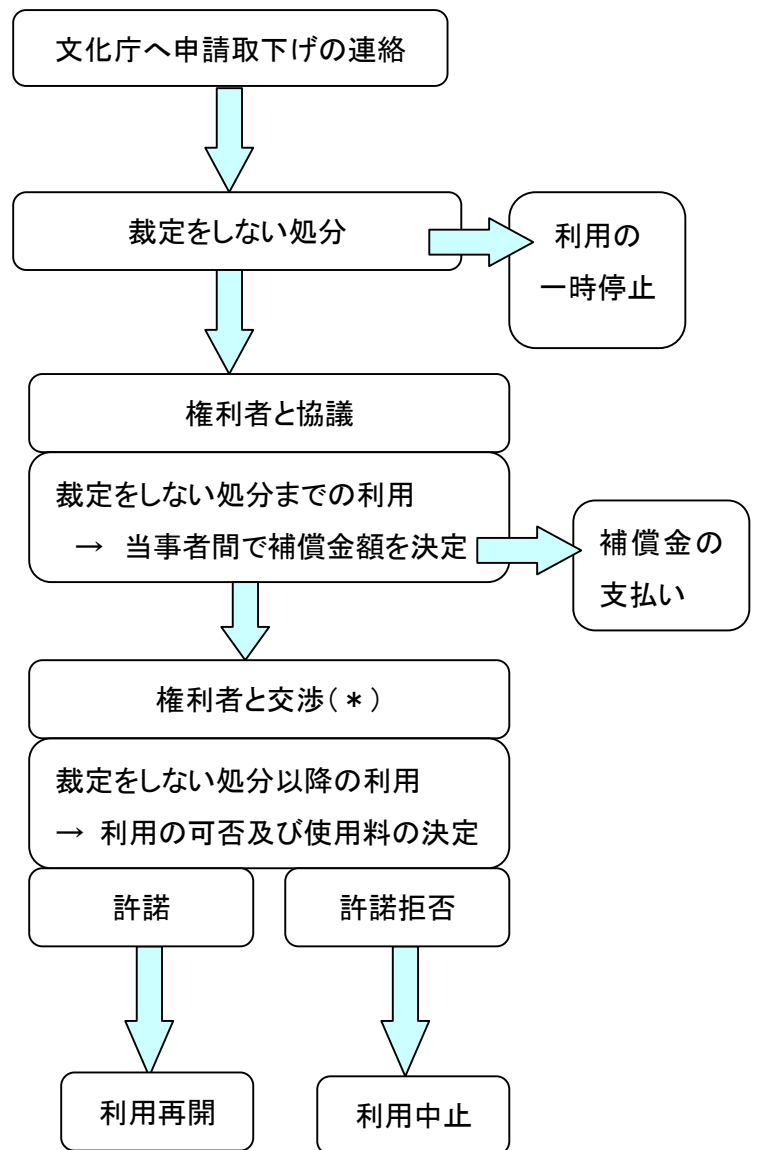
注5 複製して作成したものには、著作権法第67条の裁定を受けて作成した旨及び裁定日を記載(3頁参照)

【参考2 申請中に権利者と連絡が取れた場合の手順】

(1) 申請中利用を行っていない場合



(2) 申請中利用を行っている場合



* 「権利者との交渉」については、当該交渉が「裁定をしない処分」前に行われ、権利者の許諾を得ることができれば、利用は継続できることとなります。

【参考3 利用開始までのスケジュールの例】

申請者：株式会社虎ノ門出版

著作物の利用方法：昭和45年に霞が関出版より出版された「虎ノ門探訪」（著者：銀座 泉）を復刊

〇月×日 「虎ノ門探訪」の復刊にあたり、霞が関出版に連絡したが、すでに廃業しており連絡が取れず、また、著者の銀座泉と連絡を取ろうとしたが連絡先不明。

9月1日 文化庁著作権課に相談。裁定制度を利用するためには、「相当な努力」を払うことが必要であり、その具体的方法について説明を受ける。

9月7日 文化庁から説明を受けた内容に基づき、「相当な努力」を開始。

※なお、一般への協力依頼として、自社のホームページに権利者に関する情報提供を求める記事を掲載するとともに、著作権情報センター（CRIC）のホームページに概要記事の掲載及び自社ホームページへのリンクの貼付を依頼（掲載までに1週間～10日程度必要）。

9月15日 CRIC のホームページに記事が掲載される（期間30日以上）。

10月1日 一般への協力依頼以外の「相当な努力」に係る調査が終了。

（権利者の連絡先に関する有益な情報は得られず、権利者と連絡をとることができなかった。）

申請書の下書き及び添付書類を作成、文化庁に持参し、内容のチェックを依頼。

10月5日 文化庁担当者から修正の指摘あり。

10月11日 指摘に基づき、申請書及び添付書類を修正し、文化庁担当者にメールで、再度、内容のチェックを依頼。

10月15日 文化庁担当者から再度、修正の指摘あり。指摘に基づき、申請書及び添付書類を修正。

10月20日 ホームページの記事掲載から30日以上が経過したため、申請書及び添付書類を文化庁に提出。

（11月22日 文化審議会著作権分科会使用料部会開催）

※ 補償金額については、文化審議会著作権分科会使用料部会に諮問。答申の結果、補償金額が決定。申請から補償金額の決定までの標準処理期間は3ヶ月だが、1～2ヶ月程度で処理されることもある。

12月2日 文化庁より、裁定が認められた旨及び著作物の利用に係る補償金の通知を受領。

12月5日 最寄りの供託所において、補償金額を供託し利用開始。

※ この例は、申請前に文化庁へ相談があり、申請中の利用を行わず、申請から1ヶ月程度で文化審議会著作権分科会使用料部会が開催された場合を想定したスケジュールの例です。（文化審議会著作権分科会使用料部会の開催時期により、申請から補償金額の決定までの期間は異なります。）事前相談がない場合は、書類の修正等により、手続きに日数がかかる場合があります。事務処理の円滑化を図るため、文化庁への事前のご相談をお勧めします。

3. 「相当な努力」に係る具体的な方法

この制度は、「相当な努力」をしても権利者が不明で、連絡することができない場合のみが対象となります。「相当な努力」は法令(令第7条の7、告示)によって規定されていますが、具体的な方法は、以下をご参照ください。ご不明な点は文化庁著作権課にご相談ください。

(1) 権利者の連絡先に関する情報の取得

権利者と連絡を取るために必要な住所、電話番号等の連絡先の情報について、下記のア～カのすべての方法により取得を試みてください。

ア 権利者の名前や住所等が掲載されている名簿・名鑑類の閲覧(令第7条の7第1項第1号、告示第1条第1号)

下記に例として記載した名簿・名鑑類などを図書館等で参照して、権利者の連絡先の情報を探索してください。なお、原則として著作物等が発行・公表等された当時のものを2種類以上閲覧してください。なお、権利者の名前が不明で、名簿等を閲覧していただくことができない場合は、その旨、申請書に記載してください。

【名簿・名鑑等の例】

(広く一般の方々の情報を記載したもの)

- 著作権台帳(著作権協議会)
- 日本紳士録(ぎょうせい)
- 現代日本人名録(日外アソシエーツ)
- 人事興信録(興信データ)

(言語の著作物)

- 現代日本執筆者大辞典(日外アソシエーツ)
- 文藝年鑑(日本文藝家協会)

(美術の著作物)

- 美術年鑑(美術年鑑社)
- 美術家名鑑(株式会社美術倶楽部)
- 美術家年鑑(芸術書院)
- 美術名典(芸術新聞社)

(音楽)

- 音楽年鑑(音楽の友社)
- 音楽家人名辞典(日外アソシエーツ)
- 日本の作曲家(近現代音楽人名事典)(日外アソシエーツ)

(写真)

- 現代写真人名事典(日外アソシエーツ)

(実演)

- 日本タレント名鑑((株)VIPタイムズ社)
- 出演者名簿((社)著作権情報センター)

イ ネット検索サービスによる情報の検索(令第7条の7第1項第1号、告示第1条第2号)

著作物等の題号、著作者等の名前、著作物等の内容をキーワードとして、2社以上のインターネット上の検索サービスを用いて、権利者に関する情報を検索してください。

例えば、著作者名や著作物の発行者名(出版社やレコード会社)、著作物の題号や著作物等が掲載されている書籍等の題名、また、言語の著作物や歌詞にあつてはその本文の一部をキーワードとして、情報を検索してください。

また、利用しようとする著作物等について、著作権法上の登録がされている場合には、登録内容から権利者に関する情報を入手できることがあります。そのため、下記の文化庁ホームページで登録の有無の確認してください。

http://www.bunka.go.jp/chosakuken/touroku_seido/attention.html

ウ 著作権等管理事業者等への照会(令第7条の7第1項第2号、告示第2条第1項)

利用しようとする著作物等の分野に係る著作権等管理事業者その他著作権等の管理を行っている事業者が存在する場合には、その事業者に対して、当該著作物等の管理を行っているかどうか確認を行ってください。

○管理実績の多い著作権等管理事業者

(音楽)

一般社団法人日本音楽著作権協会(JASRAC)

※ HPから閲覧できる「J-WID」(<http://www2.jasrac.or.jp/eJwid/>)にて、管理楽曲を検索することが可能。

株式会社イーライセンス

株式会社ジャパン・ライツ・クリアランス

(言語)

社団法人日本文藝家協会(文芸作品)

協同組合日本脚本家連名(脚本)

協同組合日本シナリオ作家協会(脚本)

一般社団法人学術著作権協会(学術論文等)

一般社団法人出版者著作権管理機構(学術書等)

(美術)

有限責任中間法人美術著作権協会(洋画)

(実演)

社団法人日本芸能実演家団体協議会実演家著作隣接権センター(CPRA)

(レコード)

一般社団法人日本レコード協会

エ 利用しようとする著作物等と同種の著作物等の販売等を行う者への照会(令第7条の7第1項第2号、告示第2条第2号)

次の場合には、該当する者への照会を行ってください。

①利用しようとする著作物等と同じものを過去に販売等したことがある者がいる場合
(例: 同じ作品を出版したことがある出版社)

②利用しようとする著作物等ではないが、当該著作者等が創作等した別のものを過去に販売等したことがある者がいる場合
(例: 同一著作者の別の作品を出版したことがある出版社)

※ ①または②に該当する者が複数ある場合は、原則として、それぞれ有力な情報を有していると思われる2者以上に照会してください。また、出版社等が廃業等により現存しない場合には、承継会社等がないことについて可能な範囲で確認してください。

オ 利用しようとする著作物等の分野に係る著作者団体等への照会(令第7条の7第1項第2号、告示第2条第3号)

当該著作物等の著作者等が加盟する団体や、当該著作物等の分野に係る研究者等を構成員とする学会などがある場合は、それらの団体に対して照会を行ってください。

カ 広く一般に対して権利者に関する情報提供を求めること(令第7条の7第1項第3号、告示第3条)

著作物等の題号、著作者等の名前、著作物等の種類及び内容又は体様など、権利者を捜す上で有益と思われる項目に関して次のいずれかの方法により情報の提供を求めてください(具体例は12頁参照)。

a) 日刊新聞紙に掲載

当該著作物等の権利者に関する情報を求める旨の広告を行ってください。

b) (社)著作権情報センター(CRIC)のホームページに掲載

(http://www.cric.or.jp/c_search/c_search2.html)

下記のいずれかの方法により広告記事の掲載を行ってください。なお、記事掲載の期間は30日以上です(有料)。

【ご自分のホームページをお持ちでない場合】

CRICのホームページに情報提供を求める広告記事掲載の依頼を行ってください。

1件(1頁以内)につき、31,500円(平成22年6月1日以降は15,750円)。

【ご自分のホームページにリンクをする場合】

CRIC のホームページには情報提供を求める広告記事の概要のみを掲載し、詳細はご自分のホームページへリンクさせるよう CRIC に対して依頼を行ってください。

1件につき、23, 100円(平成22年6月1日以降は13, 860円)。

※ (社)著作権情報センターへ依頼を行う場合の手続きの詳細は、下記まで直接お問い合わせください。

〒163-1411 東京都新宿区西新宿 3-20-2 東京オペラシティタワー 11 階

TEL 03-5353-6921(代) FAX 03-5353-6920

E-mail search-info@cric.or.jp

CRIC ホームページ http://www.cric.or.jp/c_search/c_search.html#1

【参考4 新聞、ホームページでの情報を求める広告の掲載例】

○例1

昭和15年に出版された「〇〇の歴史」を復刊するにあたり、著作権者の方を捜しています。著作権者の連絡先をご存知の方は、下記までご一報いただければ幸いです。

(書籍に関する情報)

書籍の題名 「〇〇の歴史」

出版年 昭和15年

著者 〇〇 〇〇

出版社 〇〇出版

(連絡先)

〒〇〇〇-〇〇 東京都千代田区霞が関〇-〇-〇 (〇〇書房 企画部 山田)

電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 E-mail 〇〇〇〇@〇〇〇.ne.jp

○例2

昭和初期の商業広告を紹介する書籍を出版するにあたり、昭和28年3月に出版された「週刊〇〇」の47ページに掲載されたお菓子〇〇の宣伝に使用されたお菓子〇〇を持った2人の子供を描いた絵画の著作権者の方を捜しています。著作権者の連絡先をご存知の方は、下記までご一報いただければ幸いです。

(掲載された雑誌に関する情報)

雑誌名:「週刊〇〇」

出版社:〇〇出版

掲載ページ:47ページ

掲載された著作物の概要:お菓子〇〇を持った2人の子供を描いた絵画

(連絡先)

〒〇〇〇-〇〇 東京都千代田区霞が関〇-〇-〇 (〇〇書房 企画部 山田)

電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 E-mail 〇〇〇〇@〇〇〇.ne.jp

※ 著作物等の題号や著作者名等が不明の場合でも、その著作物等を特定するため、著作物等の内容を記述して下さい。

※ 1広告に複数の著作物等を掲載することは差し支えありません。

(2) 取得した情報等に基づいた権利者との連絡

(1)により取得した情報や元々判明していた情報に基づいて、権利者と連絡を試みていただく必要があります。連絡方法は、下記のような方法があります。

ア 住所が判明している場合

住所が判明している場合には、その住所に訪問、郵送、宅配便等の方法により、権利者との連絡を試みてください。なお、郵便物等が宛先不明などで還付される場合であっても、権利者の住所に係る自治体等に住民票の除票を請求することで転居先が判明することがあります。

イ 電話・FAX・メールアドレスが判明している場合

それぞれの情報に基づき、権利者との連絡を試みてください。連絡を行ったが、たまたま留守であった等の理由により、権利者と思われる人と話ができなかった場合や権利者に利用を断られた場合等は、権利者と連絡が取れない場合には該当しません。

ウ 連絡先以外の情報であって、権利者に関係すると思われる情報が判明している場合

関係する情報に基づき、連絡先を特定するための調査などを行ってください。例えば、勤務先など著作者等が現在または過去に所属していた団体が判明している場合など、それらの団体への照会により権利者の連絡先に関する情報を取得できることがあります。

4. Q&A

Q. 裁定申請を行うまでにどのような作業が必要ですか。また、どれぐらいの期間が必要になりますか。

A. 裁定申請を行う際には、「相当な努力」を払い、連絡を試みたが権利者と連絡がとれなかったことが前提になります。「相当な努力」の具体的な方法については、8～13頁をご参照ください。作業期間は申請する内容によっても異なるため、一概にはいえません。なお、「一般に対する権利者に関する情報提供依頼」に関しては、情報提供を求める広告記事を、日刊新聞紙に掲載、または(社)著作権情報センター(CRIC)のホームページ等に30日以上の間掲載する必要があります。そのため、この30日の間に他の権利者捜しの調査や申請書及び添付書類の作成を完了させるとしても、申請までに最低で1～2ヶ月程度の作業期間は必要となります。

Q. 裁定を申請してから、著作物等の利用までにどれぐらいの期間がかかりますか。

A. 申請書及び添付書類が提出され、申請書等の修正や、追加資料の提出の必要がない場合は、裁定結果及び補償金額が決定され申請者に通知されるまでの標準処理期間は3ヶ月です。

ただし、この期間はあくまでも目安であり、最近の実績では、1ヶ月程度で処理が行われる例も多くなっていますので、申請前に担当者にご相談ください。裁定の結果の通知を受け、定められた額の補償金を供託した時点で著作物等の利用が開始できます。

なお、より早い時点で利用を開始したい場合は、「申請中利用制度」をご利用ください。申請中利用を行う場合、申請を行い、文化庁長官が定めた額の担保金を供託することにより利用が開始できます。ただし、裁定が認められなかった場合には、著作物等の利用を中止せざるを得なくなることや、担保金と補償金との差額調整の必要が生じることがありますので、ご注意ください。

Q. 販売を予定している CD に含まれる数曲の楽曲について、権利者が不明です。申請は1曲ごとに行う必要がありますか。また、手数料は1曲ごとに支払う必要がありますか。

A. 申請は、1著作物、1実演などの単位ではなく、1回の利用に係る単位で申請していただくことができます。お問い合わせのケースのように、販売予定の CD に関して複数の不明権利者が存在する場合、まとめて1件として申請していただくことが可能です。

ただし、全く関連性のない別企画の利用を1件にまとめて申請することはできません。なお、手数料については、1著作物ごとにかかるものではなく、申請一件につき13,000円になります。

Q. 補償金の額はどれくらいになりますか。

A. 補償金の額は、通常の使用料の額に相当する額とされています(法第67条)ので、著作物等の種類や利用方法、利用期間等によっても異なります。このため、文化庁長官は申請のあった著作物等を利用する場合の一般的な利用料金等を参考に補償金額を決定することになります。

例えば、出版を行う場合であれば、出版業界の慣行である印税率や算定方式が参考になりますし、音楽の利用であれば日本音楽著作権協会(JASRAC)等の著作権等管理事業者の使用料規程を参考に補償金額を算定することになります。このようにそれぞれの分野における使用料の相場を補償金額の参考として算定してください。

Q. 申請中利用制度を活用するメリットは何ですか。

A. 著作物等の利用開始を希望する時期が近く、裁定結果を待つ猶予のない場合、申請中利用として申請することにより、文化庁長官が定めた額の担保金を供託することで、裁定結果を待たずに著作物等の利用を開始できることです。

しかし、申請中利用制度は、あくまで裁定を受けることを前提として、暫定的に利用を認める制度のため、裁定が認められなかった(裁定をしない処分を受けた)場合は、その時点で著作物等の利用を中止せざるをえないことがあることもあります。

Q. 本の復刊を考えているのですが、当初 1,000 部の出版を予定しています。増刷する場合には、再度、裁定を受ける必要がありますか。

A. 裁定を申請する際に、1,000 部の出版を前提とした裁定を受けた場合であれば、増刷する場合には、再度裁定申請を行う必要があります。しかし、追加供託を行うことを前提とし、上限の部数や期間を定めて増刷を認める裁定を受けることも考えられますので、詳しくは担当官にご相談ください。

Q. 放送番組の二次利用では、放送事業者が権利処理を行った後に、実際の利用者（有線放送事業者、配信事業者など）へ「番組販売」を行うことが一般的です（いわゆる「元栓処理」）が、このような場合に放送事業者が実際の利用者に代わって、裁定の申請を行うことができますか。

A. 裁定の申請は、著作物等を利用する者が行うのが原則です。しかし、放送番組の二次利用については、原作、脚本、実演などについていわゆる「元栓処理」が慣行上、一般的となっているため、実際の利用者が申請を行うことは事実上困難であると想定されます。したがって、このような場合は例外的に放送事業者が実際の利用者の利用も含めた裁定の

申請を行うことも認められます。詳しくは担当官にご相談ください。

Q. 外国人が権利者であっても裁定を受けることはできますか。

A. 外国人の著作物等であっても、著作物等の利用が日本国内で行われるのであれば、裁定を受けることは可能です。ただし、権利者が外国人の場合、権利者と連絡をとることが困難であること(権利者が海外在住で連絡がとりにくいこと、権利者との交渉に手間がかかること等)を理由として、権利者捜しの「相当な努力」を省略することはできません。日本の著作物等を利用する場合と同様に、法令で定められた権利者捜しを行っていただく必要があります。

Q. 海外で出版等を行う場合に、裁定を受けることはできますか。

A. 海外における著作物等の利用については、原則として我が国の著作権法の効力が及ばないので、本裁定制度の適用を受けることはできません。

Q. 裁定により写真を利用する場合、一部を切り抜いたり、修正したりして利用することはできますか。

A. 写真の一部を切り抜いたり、修正したりして利用することは、著作者人格権(法20条、同一性保持権)を侵害するおそれがあります。写真の利用について裁定を受けたとしても、著作者人格権を侵害する行為が認められるわけではないのでご注意ください。

著作物等利用裁定申請書の様式及び記載例

申請書の記載事項及び添付資料については、法令により定められています(令第8条)。申請書の作成にあたっては、以下の各様式の(注)や記入例①～③も参考にしてください。

【様式 A 著作物の利用】

収入印紙 注 1	平成〇〇年〇〇月〇〇日
文化庁長官 殿	
申請者 (住所) (氏名) 注 2	
裁定申請書	
著作権法第 6 7 条第 1 項の規定に基づき、下記の著作物の利用を行いたいので、必要な資料 (注 3) を添えて申請します。	
記	
1 著作物の題号 注 4	
2 著作者名 注 5	
3 著作物の種類及び内容又は体様 注 6	
4 著作物の利用方法 注 7	
5 補償金の額の算定の基礎となるべき事項 注 8	
6 著作権者と連絡することができない理由 注 9	
7 著作権法第 67 条の 2 第 1 項に基づく申請の有無 注 10	

注1) 裁定申請に係る手数料として、収入印紙(13,000 円)を貼付してください(法第70条第1項、令第11条、規則第23条)。なお、国や政令で定められた独立行政法人が申請する場合には手数料の納付は不要です(法第70条第2項、令第65条)。

注2) 申請者が法人(法人格を有しない社団又は財団であって代表者又は管理人の定めがあるものを含む。)である場合には、法人名及び代表者・管理人の氏名を記載し、印鑑を押印してください。なお、事務的な連絡等のため、担当者の部署・氏名・電話番号を付記してください。また、弁護士等の方が代理人申請を行う場合には、申請者の記載の下に、代理人の名前を記載し、代理人の印鑑を押印してください。その場合、申請にあたっては、申請者の委任状が必要になります。申請者が個人の場合は、申請者本人の署名があれば、印鑑の押印は不要です。

注3) 個々の申請によって異なりますが、次のようなものがが必要です(法第67条第2項、令第8条第2項)。

- ① 申請に係る著作物の体様を明らかにするため必要があるときは、その図面、写真その他当該著作物の体様を明らかにする資料

例えば、題号の不明な絵画について複製の裁定を申請するような場合、申請書への記述だけで当該著作物を特定することは困難なことが多いため、写真を添付してください。

- ② 著作権者と連絡することができないことを疎明する資料

情報提供を求めるときに問い合わせを行った結果が記された書面や新聞やホームページ等に広告を掲載したものの写しなど、申請書の6(著作権者と連絡することができない理由)の欄に記載した内容を客観的に裏付ける資料を添付してください。

また多数の著作物をまとめて一件の申請とする場合などは、28頁の例のように、一覧表の形式でまとめて、申請書に添付することも可能です。

- ③ 申請に係る著作物が公表され、又は相当期間にわたり公衆に提供され、若しくは提示されている事実が明らかであることを疎明する資料

例えば、出版されたものであれば表紙と奥付、演奏されたものであればコンサートのプログラム、放送されたものであれば番組表など、個々の実態に応じて必要な資料を添付してください。

注4) 題号がないときは「題号なし」、題号が不明であるときは「題号不明」と記載してください。また、申請に複数の著作物が含まれる場合は、別紙として一覧表を作っていただいても構いません(以下の項目についても同様)。

注5) 著作者名の表示がないときは「著作者名の表示がない」、著作者名が不明であるときは「著作者名が不明」と記載してください。

注6) 「著作物の種類」については、法第10条第1項の著作物の例示(29頁)を参考にして記載してください。「著作物の内容又は体様」については、例えば、出版物に掲載された著作物については、「〇〇出版発行『月刊△△』の昭和××年××月号××頁に掲載された随筆」などのように、題号及び著作者名と合わせて著作物が特定できるように記載してください。例えば、彫刻や建築の場合には、「別添資料のとおり」と記

載して、注3のとおり写真等を添付することも可能です。特に、「題号なし」、「題号不明」の著作物の場合においても、本欄の記述等により対象とする著作物を特定することが必要ですのでご注意ください。

注7) 裁定に係る著作物の利用方法を、著作権法で定める権利の種類(第21条～28条)に基づき具体的に記載するとともに、複製物を作成する場合は販売するのか無償で配布するのか、何部作成するのか、上演・演奏等を行う場合は場所・日時・期間などを具体的に記載してください。

なお、裁定による利用中に権利者の所在が判明する場合や通常の使用料に相当する額が大きく変動する場合も想定されますので、複製部数や利用期間等については合理的な範囲内で上限を定めてください。(例えば、公衆送信については、実務上5年間を上限にしています。)

記載例

【出版物を復刊する場合】

3,000部を作成(複製)し、定価800円(本体価格)で販売(譲渡)する。

【音楽のネット配信を行う場合】

当社ウェブサイトにおいて、利用者の求めに応じ、いつでも送信できる状態にし(公衆送信、複製)、有料(1回300円)でダウンロード形式のネット配信(公衆送信、複製)を行う。

【音楽の演奏を行う場合】

平成〇〇年〇月〇日、□△文化会館における△×交響楽団の第21回定期演奏会で演奏を行う。

(入場料3000円、入場定員500名)

注8) 補償金の額の算定にあたって、基礎となるべき事項を記載してください。例えば、販売価格等の著作物の提供又は提示の対価、複製を行う場合はその部数、演奏・上演・上映等を行う場合はその回数、出版物やビデオの場合には全体の分量(頁数や収録時間数)と当該著作物が占める分量などのほか、同様の利用形態についての使用料の相場が分かる資料(著作権等管理事業者の使用料規程、業界の標準料金、使用料に関する業界の統計資料など)があればこの欄に記載の上、関係資料を添付してください。また、これらのデータを用いて申請者で計算し得られた補償金の試算額及び計算方法についても併せて記載してください。

注9) 著作権者と連絡するためにどのような方法による努力を行ったかについて記述してください。著作権者と連絡するための具体的な方法(8～13頁参照)については、可能な方法をすべて試みる必要があります。本欄に記載する内容については、記入例①の例(21頁)等も参考にしてください。

注10) 法第67条の2第1項に基づく申請中利用を有無を記載して下さい。本欄に有と記載した場合は、文化長官が定めた担保金の額を、1～2週間程度で通知いたします。

(申請中利用の詳細は1.(4)1頁、Q&A15頁を参照)

【記入例①（言語の著作物の復刊）】

13,000 円

（収入印紙）

平成〇〇年〇〇月〇〇日

文化庁長官 殿

申請者 〒100-8959

東京都千代田区霞が関3丁目2番2号

株式会社 文部科学出版

代表取締役 文科 太郎 ㊞

担当者 編集部 著作 健太

電話 03-5253-4111(内線 2847)

著作物利用裁定申請書

著作権法第67条第1項の規定に基づき、下記の著作物の利用を行いたいので、必要な資料を添えて申請します。

記

1 著作物の題号

日本の文化

2 著作者名

文化 太郎（ぶんかたろう）

3 著作物の種類及び内容又は体様

言語の著作物 株式会社〇×出版より1982年11月2日初版発行された書籍（全250ページ）

4 著作物の利用方法

上記著作物を複製し、初版3000部、定価800円（本体価格）で販売（譲渡）する。

5 補償金の額の算定の基礎となるべき事項

168,000円（販売価格×発行部数×印税率7% → 800円×3,000部×7%=168,000円）

印税率については、日本書籍出版協会（2010年1月担当〇〇氏）に問い合わせたところ、他社から出版された書籍（学術書）を復刊する場合は、著作権者に7%程度の印税を支払うのが出版業界の通例、慣習であるとの見解を得た。

6 著作権者と連絡することができない理由

著作者の電話番号までは判明したものの、電話番号が無効であったため、下記の調査を行ったが、著作権者の所在は不明であった。

①権利者の名前や住所等が掲載されている名簿・名鑑類の閲覧

著作権台帳第〇版（19XX 年刊）に著作者の配偶者の電話番号が記載されていたため、連絡をしたが、現在は使われていない番号であり、連絡が取れなかった。また、人事興信録第〇版（人事興信所 19XX 年刊）の閲覧を行ったが、著作者に関する情報は掲載されていなかった。

②ネット検索サービスによる情報の検索

検索サイトである〇〇〇及び△△△により、著作者の名前、著作物の題号及びその他の情報から検索を行ったが、著作者の連絡先につながる情報は得られなかった。文化庁のホームページから、著作権登録状況の確認を行ったが、著作者、作品名ともに登録がなかった。

③著作権等管理事業者への照会

言語の著作物の著作権等管理事業者である日本文藝家協会（2010 年 1 月担当〇〇氏）に照会を行ったが、著作権者から権利委託は受けていないとの回答を得た。

④当該著作物を利用した実績がある者への照会

1982 年に当該著作物を出版した株式会社〇×△出版（2010 年 1 月担当〇〇氏）に照会を行ったが、著作者の連絡先に関する情報は得られなかった。また、1990 年に同著作者の「江戸時代の風俗と文化」（書籍）の出版を行った株式会社△△研究所（2010 年 1 月担当〇〇氏）にも照会を行ったが、連絡先に関する情報は得られなかった。

⑤当該著作物に関する識見を有する団体への照会

著作者は、かつて、作家の団体である〇〇協会の会員であったため、同協会に対して照会を行ったが、①で得られている連絡先（連絡を行ったが連絡取れず）以外に新たな情報は得られなかった。

また、著作者が生前勤務していた〇〇大学に照会を行ったが、著作者の連絡先に関する情報は持ち合わせていないとの回答を得た（2010 年 2 月担当〇〇氏）。

⑥一般に対する情報提供依頼

2010 年 1 月 1 日から 1 ヶ月間、自社ホームページに著作権者捜しの公告を掲載するとともに、著作権情報センターのウェブサイトへのリンクを貼付し、著作権者に関する情報の提供を求めたが、著作権者につながる情報は得られなかった。

7 著作権法第 67 条の 2 第 1 項の規定による著作物の利用の有無

無し

【記入例②（音楽の著作物のインターネット配信）】

13,000 円

（収入印紙）

平成〇〇年〇〇月〇〇日

文化庁長官 殿

申請者 〒100-8959

東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 2 号
文部科学通信株式会社

代表取締役 文科 太郎 ㊞

電話 03-5253-4111 (内線 2847)

著作物利用裁定申請書

著作権法第 6 7 条第 1 項の規定に基づき、下記の著作物の利用を行いたいので、必要な資料を添えて申請します。

記

1 著作物の題号

春の嵐

2 著作者名

文化 太郎（ぶんかたろう）

3 著作物の種類及び内容又は体様

音楽の著作物（楽曲）

平成〇〇年〇月〇日、東京都千代田区〇〇ホールで開催された「第 1 5 回若手作曲家コンクール」において、文化太郎氏によりピアノ演奏された楽曲

4 著作物の利用方法

文部科学通信株式会社が運営・開設するウェブサイトに着信メロディデータとして利用者の求めに応じていつでも送信できる状態にし（公衆送信・複製）、無料でダウンロード形式のネット配信を行う（公衆送信・複製）。使用期間は 2011 年 4 月 1 日から 5 月 31 日までの 2 ヶ月間。総ダウンロード数は 1000 ダウンロードまでとする。

5 補償金の額の算定の基礎となるべき事項

10,500 円

日本音楽著作権協会使用料規程第 11 節インタラクティブ配信

(下記抜粋)の規定を根拠に算定を行った。

日本音楽著作権協会使用料規程 (抄)

第 11 節 インタラクティブ配信

音楽配信、テレフォンサービス等ネットワークを用いた放送及び有線以外の公衆送信及びそれに伴う複製により著作物を利用する場合(第 10 節の規定適用する場合を除く。)の使用料は、次により算出した金額に消費税相当額を加算した額とする。

1 包括的利用許諾契約を結ぶ場合

(1) 商用配信(リスニング用、カラオケ用、着信音等音楽を利用することを主たる目的として配信する場合)

① ダウンロード形式

(ア) 楽曲データを配信する場合の月額使用料は、以下の表のとおりとする。

ア 再生可能な期間等に制限がない場合

		情報料	
		ある	ない
広告料等収入	ある	広告料等収入の有無にかかわらず、1 曲 1 リクエスト当たりの情報料 7.7% または 7 円 70 銭のいずれか多い額に月間の総リクエスト数を乗じて得た額とする。	1 曲リクエスト当たり 6 円 60 銭に月間の総リクエスト回数に乗じて得た額とする。
	ない		1 曲リクエスト当たり 5 円 50 銭に月間の総リクエスト回数に乗じて得た額とする。
最低使用料		本表で算出した月額使用料が 5,000 円を下回る場合は 5,000 円とする。この場合において、送信可能化する日数が 5 日までの場合は、日額 1,000 円に利用日数を乗じて得た額とする。	

○上記アの表中の情報料「ない」、広告料等収入「ない」の欄、及び最低使用料の欄を適用する。計算は次のとおり。

ア 同社が配信している同様の著作物の配信実績を勘案して、配信期間の 2 ヶ月間の上限配信ダウンロード数を 1,000 回に設定したところから、「月間の総リクエスト回数」を 500 回として計算

イ 月額使用料は、「月間の総リクエスト回数」である 500 回を 5.5 円で乗ずると 2,750 円になるが、最低使用料を下回るため、最低使用料に消費税分の 5%を加えた 5,250 円とした。

ウ 今回の利用は 2 ヶ月間であるため、5,250 円 × 2 ヶ月 = 10,500 円を使用料とする。

6 著作権者と連絡することができない理由

著作者の名前からの調査や、インターネット上の情報による調査、利用者や専門家等への照会、ウェブサイトにおいて一般への告知を行うなどしたが、著作権者の所在は不明であった。

① 権利者の名前や住所等が掲載されている名簿・名鑑類の閲覧

著作権台帳第○版(19XX 年刊)及び音楽家人名辞典(日外アソシエーツ 19XX 年刊)の閲覧を行ったが文化太郎氏に関する情報は未掲載であった。

② ネット検索サービスによる情報の検索

検索サイトである〇〇〇及び△△△により、著作者の名前、著作物の題号その他の情報から検索を行ったが、文化太郎氏の連絡先につながる情報は得られなかった。文化庁のホームページから、著作権登録状況の確認をしたが、著作者、作品名ともに登録がなかった。

③ 著作権等管理事業者への照会

音楽の著作物の著作権等管理事業者である日本音楽著作権協会（2010年1月担当〇〇氏）に照会を行ったが、著作権者の登録は無いとの回答を得た。

④ 当該著作物を利用した実績がある者への照会

コンクールを主催した〇〇企画に文化太郎氏の連絡先等の照会を行ったところ、応募時の住所、電話番号、所属大学名について情報が得られたため、以下の方法で連絡を試みたが、連絡が取れなかった。

（郵送）「転居先不明」のため、返還された。

（電話）現在使われていない番号だった。

転居先の住所を確認するため、〇〇市役所市民課に文化太郎氏の住民票の除票を請求したが、保存期間（5年間）経過後のため、交付されなかった。

平成〇年当時学生だった〇〇大学の学生課へ、文化太郎氏の転居先、就職先等の照会を行ったが、個人情報の問い合わせには一切応じていない旨の回答があった（2010年1月）。

⑤ 当該著作物に関する識見を有する団体への照会

日本作曲家協会（2010年1月担当〇〇氏）、日本作曲家協議会（2010年1月担当〇〇氏）、日本童謡協会（2010年1月担当〇〇氏）に、文化太郎氏について照会を行ったが、同人の連絡先に関係する情報は持ち合わせていないとの回答を得た。

⑥ 一般に対する情報提供依頼

2010年1月1日から1ヶ月間、著作権情報センターのウェブサイトで著作権者捜しの広告を出したが、文化太郎氏につながる情報は得られなかった。

7 著作権法第67条の2第1項の規定による著作物の利用の有無 無し

平成〇〇年〇〇月〇〇日

収入印紙

注 1

文化庁長官 殿

申請者（住所）

（氏名）注 2

裁定申請書

著作権法第 103 条において準用する著作権法第 67 条第 1 項の規定に基づき、下記の裁定を願いたいので、必要な資料（注 3）を添えて申請します。

記

1 実演が行われた作品名や実演家の役名等

注 4

2 実演家名

注 5

3 実演の内容又は体様

注 6

4 実演の利用方法

注 7

5 補償金の額の算定の基礎となるべき事項

注 8

6 実演家と連絡することができない理由

注 9

7 著作権法第 103 条において準用する同法第 67 条の 2 第 1 項に基づく申請の有無

注 10

注1) 裁定申請に係る手数料として、収入印紙(13,000 円)を貼付してください(法第70条第1項、令第11条、規則第23条)。なお、国および政令で定められた独立行政法人が裁定を申請する場合には手数料の納付は不要です(法第70条第2項、令第65条)。

注2) 申請者が法人(法人格を有しない社団又は財団であって代表者又は管理人の定めがあるものを含む。)である場合には、法人名及び代表者・管理人の氏名を記載し、印鑑を押印してください。また、事務的な連絡等のため、担当者の部署・氏名・電話番号を付記してください。また、弁護士等の方が代理人申請を行う場合には、申請者の記載の下に、代理人の名前を記載し、代理人の印鑑を押印してください。なお、申請にあたっては、申請者の委任状が必要になります。申請者が個人の場合は、申請者個人の署名があれば、印鑑の押印は不要です。

注3) 個々の申請によって異なりますが、次のようなものがが必要です(令第8条第2項)。

① 申請に係る実演の体様を明らかにするため必要があるときは、その写真その他当該実演の体様を明らかにする資料

例えば、実演家の氏名・芸名、出演作品名・役名等が不明で、当該実演の特定が困難な場合に、写真等を添付することにより、裁定を受けようとする実演を特定してください。

② 実演家と連絡することができないことを疎明する資料

情報提供を求めると問い合わせを行った結果や新聞やホームページ等に広告を掲載したものの写しなど、申請書の6(実演家と連絡することができない理由)の欄に記載した内容を客観的に裏付ける資料を添付してください。

また多数の実演をまとめて一件の申請とする場合などは、28頁の例のように、一覧表の形式でまとめて、申請書に添付することも可能です。

③ 申請に係る実演が公表され、又は相当期間にわたり公衆に提供され、若しくは提示されている事実が明らかであることを疎明する資料

放送等されたものであれば番組表等、演奏等であればコンサートのプログラム等、CDで販売等されたものであれば、CDにおいて実演家の名前が記載された部分等の写しなど、個々の実態に応じて必要な資料を添付してください。

注4) 実演が行われた作品名や番組名、その作品における役名が判明している場合や実演を行った楽曲名や演奏楽器などが判明している場合には、その名称を記載してください。なお、作品名、役名等が不明なときは、「作品名不明」、「役名不明」などと記載してください。申請に複数の作品等が含まれる場合は、別紙に一覧表の形でまとめていただいても構いません(以下の項目についても同様)。

注5) 実演家の芸名及び本名を記載してください。実演家名が不明であるときは「不明」と記載してください。

注6) 「実演の内容又は体様」については、例えば、放送された実演ならば、「昭和××年×月×日に〇〇テレビで放送された番組『〇△〇』における主人公〇〇役」やCDに固定され販売された実演ならば、「昭和××年×月×日に〇〇株式会社から発売されたCDの3曲目に収録されピアノトリオによる演奏(演奏曲『△〇

△』)のピアニスト」のように、実演が特定できるように記載してください。

注7) 裁定に係る実演をどのような方法により利用するかを具体的に記載してください。録音・録画、放送・有線放送、送信可能化、譲渡、貸与等の別のほか、利用形態に応じ、複製物を作成する場合は販売・無償配布の別、また複製部数、価格等放送等を行う場合は日時・期間などを明らかにしてください。

なお、裁定による利用中に権利者の所在が判明する場合や通常の使用料に相当する額が大きく変動する場合も想定されますので、複製部数や利用期間等については合理的な範囲内で上限を定めてください。(例えば、送信可能化については、実務上5年間を上限にしています。)

記載例

【放送番組のDVD販売を行う場合】

当該実演が録音・録画された放送番組のDVDを 10,000 本作成(録音・録画)し、定価 2,500 円で販売(頒布)する。

【放送番組のネット配信を行う場合】

当社ウェブサイトにおいて、有料(1視聴500円)で、ストリーミング形式のネット配信をするため、当該実演が録音・録画された放送番組を、利用者の求めに応じていつでも送信できる状態(送信可能化、録音・録画)にする。

※実演の場合、権利者には送信可能化権(法第92条の2)が認められていますが、送信行為そのものに関する権利はありませんので、著作物の場合と書き方が異なります。

【放送番組を番組販売を行う場合】 ※番組販売先の利用も併せて裁定を受ける場合

当社で当該実演が録音・録画された複製物を作成(録音・録画)し、〇〇有線放送株式会社へ提供し、同社が平成〇〇年〇月〇日～〇月〇日の期間有線放送する。

注8) 補償金の額の算定にあたって基礎となるべき事項を記載してください。例えば、放送・有線放送等をする場合の実演の使用料やCD販売を行う場合の実演の提供又は提示の対価など、同様の利用形態についての一般的な使用料の相場が分かる資料(著作権等管理事業者の使用料規程、業界の標準料金、使用料に関する業界の統計資料など)をこの欄に記載の上、関係資料を添付してください。また、これらのデータを用いて、申請者で計算し得られた補償金の試算額及び計算方法もあわせて記載してください。

注9) 実演家から利用の了解を得るため、どのような方法により連絡を試みたか具体的に記入してください(具体的な方法(相当な努力)については、8～13頁参照)。裁定申請の対象となる実演等が多数となる場合は、詳細について、添付資料(28頁参照)としてまとめていただいても結構です。

注10) 申請中利用制度の活用の有無を記載して下さい。本欄に有と記載した場合には、1～2週間程度で文化庁長官が担保金を決定し、通知いたします(申請中利用の詳細は1.(4)1頁、Q&A15頁を参照)。

※実演以外のレコード、放送、または有線放送について、裁定の申請を行う場合は、様式Bに準じて、申請書を作成してください。

参考5 多数の著作物等について、「相当な努力」をしたことを疎明する資料の作成例

多くの著作物(実演等)を同時に申請する場合の「6 著作権者(実演家・レコード製作者等)と連絡することができない理由」の記載例

6 著作権者と連絡することができない理由 記載例

著作物の題号	著作権者名	名前からの調査	インターネット上の情報による調査	勤務先・所属先等の機関への照会	利用者を通じた調査	一般又は関係者への協力要請	専門家への照会	著作権等管理事業者への照会
1	著作権管理事業 著作権太郎	〇〇台帳と〇〇興信録を閲覧し、〇〇台帳に書かれている住所に書面を送付したが、宛先不明で返送された	GoogleやYahoo!等のサーチエンジンで題号・氏名を検索したが、著作権者の連絡先等に関する情報は得られなかった	著作氏が〇〇年まで、勤務先として、〇〇社に照会を行ったが、連絡先は判明しなかった	当該著作物を出版した〇〇社及び、著者の当該著作物以外の著書である「〇〇」を出版した●●社に照会を行ったが、連絡先は判明しなかった	(社)著作権情報センターのHP(H21.1.1~H21.1.31掲載)にて、広く一般に情報提供を求めたが著作権者に関する情報は得られなかった	著作権の専門家である〇〇氏に著者についての照会を行ったが、著作権者の連絡先等に関する情報は得られなかった	言語の著作物を管理する〇〇協会と〇〇連盟に照会を行ったが、著作権者の連絡先等に関する情報は得られなかった
2	メディアとしてのポスター	—	GoogleやYahoo!等のサーチエンジンで題号や本文に関するキーワードから検索を行ったが、著作権者に関する情報は得られなかった	—	当該著作物を発行した〇〇社は既に廃業しており、承継会社等も調べたが存在しなかった	(社)著作権情報センターのHP(H21.1.1~H21.1.31掲載)にて、広く一般に情報提供を求めたが著作権者に関する情報は得られなかった	ポスター等広告媒体の専門家である〇〇氏(〇〇大学〇〇学部教授)に照会を行ったが、著作権者は判明しなかった	言語の著作物を管理する〇〇協会と〇〇連盟に照会を行ったが、著作権者に関する情報は得られなかった
3	不明	—	GoogleやYahoo!等のサーチエンジンで当該著作物に関するキーワードから検索を行ったが、著作権者に関する情報は得られなかった	—	当該著作物を含んだ書籍「〇〇動物図鑑」を出版した〇〇社に照会を行ったが、著作権者に関する情報が得られなかった	動物の写真の専門誌である、月刊〇〇(H21.1月号)にて、広く一般に情報提供を求めたが著作権者に関する情報は得られなかった	動物写真の専門家である〇〇氏に照会を行ったが、著作権者は判明しなかった	写真の著作物を管理する〇〇協会と〇〇連盟に照会を行ったが、著作権者に関する情報は得られなかった
.....

6 実演家と連絡することができない理由 記載例

実演の題号	実演家名	名前からの調査	インターネット上の情報による調査	勤務先・所属先等の機関への照会	利用者を通じた調査	一般又は関係者への協力要請	専門家への照会	著作権等管理事業者への照会
1	夜明け 関花 蝶子	〇〇台帳と〇〇興信録を閲覧したが、著作権者の連絡先等に関する情報は得られなかった	GoogleやYahoo!等のサーチエンジンで題号・氏名を検索したが、実演家の連絡先等に関する情報は得られなかった	実演家が〇〇年まで所属していた、〇〇プロダクションに照会を行ったが、連絡先は判明しなかった	当該ドラマを制作した〇〇社及び、実演家が出演した映画「〇〇」を制作した●●社に照会を行ったが、連絡先は判明しなかった	〇〇新聞(H21.1.1掲載)にて、広く一般に情報提供を求めたが著作権者に関する情報は得られなかった	著作権隣接権を管理する〇〇団体に照会を行ったが、実演家の連絡先等に関する情報は得られなかった	著作権隣接権を管理する〇〇団体に照会を行ったが、実演家の連絡先等に関する情報は得られなかった
.....

【資料2 関係法令等】

○著作権法(抄)

(昭和四十五年五月六日法律第四十八号)

(著作物の例示)

第十条 この法律にいう著作物を例示すると、おおむね次のとおりである。

- 一 小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物
- 二 音楽の著作物
- 三 舞踊又は無言劇の著作物
- 四 絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物
- 五 建築の著作物
- 六 地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物
- 七 映画の著作物
- 八 写真の著作物
- 九 プログラムの著作物

2、3 (略)

(著作権者不明等の場合における著作物の利用)

第六十七条 公表された著作物又は相当期間にわたり公衆に提供され、若しくは提示されている事実が明らかである著作物は、著作権者の不明その他の理由により相当な努力を払つてもその著作権者と連絡することができない場合として政令で定める場合は、文化庁長官の裁定を受け、かつ、通常の使用料の額に相当するものとして文化庁長官が定める額の補償金を著作権者のために供託して、その裁定に係る利用方法により利用することができる。

- 2 前項の裁定を受けようとする者は、著作物の利用方法その他政令で定める事項を記載した申請書に、著作権者と連絡することができないことを疎明する資料その他政令で定める資料を添えて、これを文化庁長官に提出しなければならない。
- 3 第一項の規定により作成した著作物の複製物には、同項の裁定に係る複製物である旨及びその裁定のあつた年月日を表示しなければならない。

(裁定申請中の著作物の利用)

第六十七条の二 前条第一項の裁定(以下この条において単に「裁定」という。)の申請をした者は、当該申請に係る著作物の利用方法を勘案して文化庁長官が定める額の担保金を供託した場合には、裁定又は裁定をしない処分を受けるまでの間(裁定又は裁定をしない処分を受けるまでの間に著作権者と連絡をすることができるに至つたときは、当該連絡をすることができるに至つた時までの間)、当該申請に係る利用方法と同一の方法により、当該申請に係る著作物を利用することができる。ただし、当該著作物の著作者が当該著作物の出版その他の利用を廃絶しようとしていることが明らかであるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定により作成した著作物の複製物には、同項の規定の適用を受けて作成された複製物である旨及び

裁定の申請をした年月日を表示しなければならない。

- 3 第一項の規定により著作物を利用する者(以下「申請中利用者」という。)が裁定を受けたときは、前条第一項の規定にかかわらず、同項の補償金のうち第一項の規定により供託された担保金の額に相当する額(当該担保金の額が当該補償金の額を超えるときは、当該額)については、同条第一項の規定による供託を要しない。
- 4 申請中利用者は、裁定をしない処分を受けたとき(当該処分を受けるまでの間に著作権者と連絡をすることができるに至った場合を除く。)は、当該処分を受けた時までの間における第一項の規定による著作物の利用に係る使用料の額に相当するものとして文化庁長官が定める額の補償金を著作権者のために供託しなければならない。この場合において、同項の規定により供託された担保金の額のうち当該補償金の額に相当する額(当該補償金の額が当該担保金の額を超えるときは、当該額)については、当該補償金を供託したもののみならず。
- 5 申請中利用者は、裁定又は裁定をしない処分を受けるまでの間に著作権者と連絡をすることができるに至ったときは、当該連絡をすることができるに至った時までの間における第一項の規定による著作物の利用に係る使用料の額に相当する額の補償金を著作権者に支払わなければならない。
- 6 前三項の場合において、著作権者は、前条第一項又は前二項の補償金を受ける権利に関し、第一項の規定により供託された担保金から弁済を受けることができる。
- 7 第一項の規定により担保金を供託した者は、当該担保金の額が前項の規定により著作権者が弁済を受けることができる額を超えることとなつたときは、政令で定めるところにより、その全部又は一部を取り戻すことができる。

(裁定に関する手続及び基準)

- 第七十条 第六十七条第一項、第六十八条第一項又は前条の裁定の申請をする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。
- 2 前項の規定は、同項の規定により手数料を納付すべき者が国又は独立行政法人のうち業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるもの(第七十八条第五項及び第一百七条第二項において「国等」という。)であるときは、適用しない。
 - 3 (略)
 - 4 文化庁長官は、第六十七条第一項、第六十八条第一項又は前条の裁定の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これらの裁定をしてはならない。
 - 一 著作者がその著作物の出版その他の利用を廃絶しようとしていることが明らかであるとき。
 - 二 (略)
 - 5 文化庁長官は、前項の裁定をしない処分をしようとするとき(第七項の規定により裁定をしない処分をする場合を除く。)は、あらかじめ申請者にその理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならないものとし、当該裁定をしない処分をしたときは、理由を付した書面をもつて申請者にその旨を通知しなければならない。
 - 6 文化庁長官は、第六十七条第一項の裁定をしたときは、その旨を官報で告示するとともに申請者に通知し、第六十八条第一項又は前条の裁定をしたときは、その旨を当事者に通知しなければならない。
 - 7 文化庁長官は、申請中利用者から第六十七条第一項の裁定の申請を取り下げる旨の申出があつたときは、当該裁定をしない処分をするものとする。
 - 8 前各項に規定するもののほか、この節に定める裁定に関し必要な事項は、政令で定める。

(文化審議会への諮問)

第七十一条 文化庁長官は、第三十三条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第三十三条の二第二項、第六十七条第一項、第六十七条の二第四項、第六十八条第一項又は第六十九条の補償金の額を定める場合には、文化審議会に諮問しなければならない。

(補償金の額についての訴え)

第七十二条 第六十七条第一項、第六十七条の二第四項、第六十八条第一項又は第六十九条の規定に基づき定められた補償金の額について不服がある当事者は、これらの規定による裁定(第六十七条の二第四項に係る場合にあつては、第六十七条第一項の裁定をしない処分)があつたことを知つた日から六月以内に、訴えを提起してその額の増減を求めることができる。

2 前項の訴えにおいては、訴えを提起する者が著作物を利用する者であるときは著作権者を、著作権者であるときは著作物を利用する者を、それぞれ被告としなければならない。

(補償金の額についての異議申立ての制限)

第七十三条 第六十七条第一項、第六十八条第一項又は第六十九条の裁定又は裁定をしない処分についての行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による異議申立てにおいては、その裁定又は裁定をしない処分に係る補償金の額についての不服をその裁定又は裁定をしない処分についての不服の理由とすることができない。ただし、第六十七条第一項の裁定又は裁定をしない処分を受けた者が著作権者の不明その他これに準ずる理由により前条第一項の訴えを提起することができない場合は、この限りでない。

(補償金等の供託)

第七十四条 (略)

2 (略)

3 第六十七条第一項、第六十七条の二第四項若しくは前二項の規定による補償金の供託又は同条第一項の規定による担保金の供託は、著作権者が国内に住所又は居所で知れているものを有する場合にあつては当該住所又は居所の最寄りの供託所に、その他の場合にあつては供託をする者の住所又は居所の最寄りの供託所に、それぞれするものとする。

4 前項の供託をした者は、すみやかにその旨を著作権者に通知しなければならない。ただし、著作権者の不明その他の理由により著作権者に通知することができない場合は、この限りでない。

(著作隣接権の譲渡、行使等)

第一百三十三条 第六十一条第一項の規定は著作隣接権の譲渡について、第六十二条第一項の規定は著作隣接権の消滅について、第六十三条の規定は実演、レコード、放送又は有線放送の利用の許諾について、第六十五条の規定は著作隣接権が共有に係る場合について、第六十六条の規定は著作隣接権を目的として質権が設定されている場合について、第六十七条、第六十七条の二(第一項ただし書を除く。)、第七十条(第三項及び第四項を除く。)、第七十一条から第七十三条まで並びに第七十四条第三項及び第四項の規定は著作隣接権者と連絡することができない場合における実演、レコード、放送又は有線放送の利用について、それぞれ準用する。この場合

において、第六十三条第五項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条の二第一項、第九十六条の二、第九十九条の二又は第百条の四」と、第七十条第五項中「前項」とあるのは「第百三条において準用する第六十七条第一項」と読み替えるものとする。

○著作権法施行令(抄)

(昭和四十五年十二月十日政令第三百三十五号)

(著作権者と連絡することができない場合)

第七条の七 法第六十七条第一項の政令で定める場合は、著作権者の氏名又は名称及び住所又は居所その他著作権者と連絡するために必要な情報(以下この条において「権利者情報」という。)を取得するために次に掲げるすべての措置をとり、かつ、当該措置により取得した権利者情報その他その保有するすべての権利者情報に基づき著作権者と連絡するための措置をとつたにもかかわらず、著作権者と連絡することができなかつた場合とする。

- 一 広く権利者情報を掲載していると認められるものとして文化庁長官が定める刊行物その他の資料を閲覧すること。
- 二 著作権等管理事業者(著作権等管理事業法(平成十二年法律第百三十一号)第二条第三項に規定する著作権等管理事業者をいう。)その他の広く権利者情報を保有していると認められる者として文化庁長官が定める者に対し照会すること。
- 三 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載その他これに準ずるものとして文化庁長官が定める方法により、公衆に対し広く権利者情報の提供を求めること。

2 文化庁長官は、前項各号の定めをしたときは、その旨を官報で告示する。

(著作権者不明等の場合における著作物の利用に関する裁定の申請)

第八条 法第六十七条第二項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者(法人格を有しない社団又は財団の管理人を含む。以下同じ。)の氏名
- 二 著作物の題号(題号がないとき又は不明であるときは、その旨)及び著作者名(著作者名の表示がないとき又は著作者名が不明であるときは、その旨)
- 三 著作物の種類及び内容又は体様
- 四 補償金の額の算定の基礎となるべき事項
- 五 著作権者と連絡することができない理由
- 六 法第六十七条の二第一項の規定により著作物を利用するときは、その旨

2 法第六十七条第二項の政令で定める資料は、次に掲げる資料とする。

- 一 申請に係る著作物の体様を明らかにするため必要があるときは、その図面、写真その他当該著作物の体様を明らかにする資料
- 二 申請に係る著作物が公表され、又は相当期間にわたり公衆に提供され、若しくは提示されている事実が明らかであることを疎明する資料

(担保金の取戻し)

第八条の二 法第六十七条の二第一項の規定により担保金を供託した者は、当該担保金の額が同条第六項の規定により著作権者が弁済を受けることができる額を超えることとなつたときは、その超過額を取り戻すことができる。

(手数料)

第十一条 法第七十条第一項の政令で定める手数料の額は、一件につき一万三千元とする。

(補償金の額の通知)

第十二条 文化庁長官は、法第六十七条の二第三項に規定する申請中利用者に対して法第七十条第五項の裁定をしない処分をした旨の通知をするとき(当該申請中利用者が当該処分を受けるまでの間に著作権者と連絡をすることができるに至つた場合を除く。)は、併せて法第六十七条の二第四項の補償金の額を通知する。

2 文化庁長官は、法第七十条第六項の裁定をした旨の通知をするときは、併せて当該裁定に係る著作物の利用につき定めた補償金の額を通知する。

(著作隣接権への準用)

第十二条の二 第七条の七から第八条の二まで及び前二条の規定は、法第百三条において法第六十七条第一項及び第二項、第六十七条の二第七項並びに第七十条第一項、第二項及び第八項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第八条第一項第六号中「法」とあるのは「法第百三条において準用する法」と、第八条の二中「法」とあるのは「法第百三条において準用する法」と、「同条第六項」とあるのは「法第百三条において準用する法第六十七条の二第六項」と、前条中「法」とあるのは「法第百三条において準用する法」と読み替えるものとする。

○著作権法施行規則(抄)

(昭和四十五年十二月二十三日文部省令第二十六号)

(印紙納付)

第二十三条 法第七十条第一項、第七十八条第四項(法第八十八条第二項及び第百四条において準用する場合を含む。)及び第百七条の規定による手数料は、収入印紙をもつて納付しなければならない。

○平成二十一年文化庁告示第二十六号(平成二十一年十二月二十八日)

著作権法施行令(昭和四十五年政令第三百三十五号)第七条の七第一項第一号、同項第二号及び第三号(これらの規定を同令第十二条の二において準用する場合を含む。)の規定に基づき、広く権利者情報を掲載していると認められる刊行物その他の資料等を次のように定める。

(広く権利者情報を掲載していると認められる刊行物その他の資料)

第一条 著作権法施行令(昭和四十五年政令第三百三十五号。以下「令」という。)第七条の七第一項第一号(令第

十二条の二において準用する場合を含む。)の文化庁長官が定める刊行物その他の資料は、次に掲げるもののすべてとする。

- 一 著作物、実演、レコード、放送又は有線放送の種類に応じて作成された名簿その他これに準ずるもの
- 二 広くウェブサイトの情報を検索する機能を有するウェブサイト

(広く権利者情報を保有していると認められる者)

第二条 令第七条の七第一項第二号(令十二条の二において準用する場合を含む。)の文化庁長官が定める者は、次に掲げるもののすべてとする。

- 一 著作権等管理事業者その他の著作権又は著作隣接権の管理を業として行う者であって、著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第六十七条第一項(同法第百三条において準用する場合を含む。)の裁定の申請に係る著作物、実演、レコード、放送又は有線放送と同じ種類のもの(以下「同種著作物等」という。)を取り扱うもの
- 二 同種著作物等を業として公衆に提供し、又は提示する者
- 三 同種著作物等について識見を有する者を主たる構成員とする法人その他の団体

(日刊新聞紙への掲載に準ずる方法)

第三条 令第七条の七第一項第三号(令十二条の二において準用する場合を含む。)の文化庁長官が定める方法は、社団法人著作権情報センターのウェブサイトにより三十日以上期間継続して掲載することとする。



利用の際は必ず下記サイトを確認下さい。
www.bunka.go.jp/jiyuriyo

裁定の手引き ～権利者が不明な著作物等の
利用について～

2010年 5月 25日 第1版作成

**文化庁長官官房著作権課
著作物流通推進室管理係**

〒100-8959

東京都千代田区霞が関3-2-2

TEL (03) 5253-4111 (内線: 2847)

FAX (03) 6734-3813